

1. 「完了検査済」等ワッペン及び「定期検査報告済証」の取扱い要領

(1) 適用範囲

この要領は、「完了検査済」等ワッペン及び「定期検査報告済証」の取扱いについて適用する。

(2) 目的

所有者(又は管理者)及び昇降機等の利用者に対し、安心して昇降機等を利用して頂くために、「完了検査済」ワッペン又は定期検査報告済証を適切な時期に掲示することにより、協議会及び検査員の事務処理を明確にするものである。

(3) 「完了検査済」等ワッペン及び「定期検査報告済証」の性格

① 「完了検査済」ワッペンは、昇降機等の竣工時点で行政庁が、建築関係法令及び千葉県建築基準法施行細則の規定に基づき、完了検査を行った結果、適合と認め「検査済証」が交付されたことを通知するものである。

② 「設置届済」ワッペンは、法第6条第四号に該当する建築物のうち、既存建築物に設置される昇降機で、法第12条第5項により「設置届」が受理されたことを通知するものである。

③ 「報告指定」ワッペンの取扱いについては、D-6ページを参照のこと。

④ 「定期検査報告済証」は、国土交通大臣が定める昇降機等検査員に関する講習を修了した昇降機等検査員によって、建築基準法第12条第3項に基づく定期検査報告がなされ、「適合」と認められたことを証明するもので、「安心・安全の証」でもあります。

(4) 「完了検査済」ワッペン又は「定期検査報告済証」の受領時に確認する事項

① 「完了検査済」ワッペンは、確認年月日、番号及び検査済証交付年月日、番号並びに建物名称、所有者又は管理者、第1回定期検査報告の指定年月、整理番号等を確認すること。

② 「定期検査報告済証」は検査年月日及び検査員氏名、交付番号並びに設置場所、建物名称、種別用途、有効期限、整理番号等を確認すること。

(5) 交付方法等

① 特定行政庁より発行の承認を受けたものについて協議会が交付代行する。

② 「定期検査報告済証」は、検査の結果、検査結果表の要正欄項目の不適合「レ」を付した場合は、改善実行計画書の当該項目が改善され、改善工事完了届を受領後、行政庁の承認を得て協議会が交付代行する。

③ 定期検査を実施してから、新しい定期検査報告済証が交付される迄の措置

イ. 期限切れの「定期検査報告済証」は、速やかに「定期検査報告手続中」の面を表になるよう差替えて掲示しておくこと。

(6) 有効期限の取扱い

① 「完了検査済」ワッペンでは、ワッペンに記載されている第1回定期検査報告の指定月の欄に記載されている年月が、「報告指定」ワッペンでも同様記載の年月が有効期限となる。

- ② 「定期検査報告済証」の有効期限は、第1回報告指定月或いは有効期限より遅れて報告された場合、1年未満となるので注意のこと。

(7) 掲 示 方 法

- ① 完了検査済等ワッペン又は定期検査報告済証が交付されたならば、速やかに所定の位置に掲示すること。(折り目より山折りにしてホルダーに収める。)
- ② 完了検査済等ワッペンは、初回定期検査を終えて定期検査報告済証が交付され、それと差替えるまで掲示して、それ以降は定期検査報告済証が常に掲示されているように、取扱いに十分注意すること。

- ③ 掲示位置は、次の通りとする。

- イ. エレベーター(ホームエレベーター)・・・操作盤上部付近等の見易い場所
(段差解消機、いす式斜行型階段昇降機)
- ロ. エスカレーター(動く歩道)、小荷物専用昇降機・・・操作スイッチ付近等の見易い場所
- ハ. 遊戯施設、ウォータースライド・・・操作スイッチ付近等の見易い場所

(8) 破損、汚損、紛失した場合の取扱い

- ① 掲示中に、ワッペン、済証又はそのホルダーが利用者の悪戯又は塗装等のために破損、汚損、紛失した場合は速やかに検査協議会に連絡すること。

(9) 「完了検査済」等ワッペンの種類及び「定期検査報告済証」の様式

- ① 「完了検査済」ワッペンの種類

イ.	確認申請物件	(イエロー色)	「イ」定期検査対象物件 「ロ」定期検査対象外物件
ロ.	計画通知物件	(ピンク色)	「イ」定期検査対象物件 「ロ」定期検査対象外物件
ハ.	指定確認検査機関物件	(ブルー色)	「イ」定期検査対象物件 「ロ」定期検査対象外物件

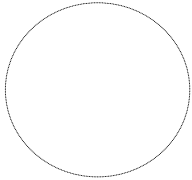
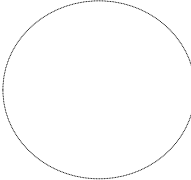
- ② 法第12条第5項の規定によるワッペン

ニ.	設置届物件	(イエロー色)	「イ」定期検査対象外物件
ホ.	報告指定物件	(イエロー色)	「イ」定期検査対象物件

- ③ 「定期検査報告済証」

(9)-①

ハ. 指定確認検査機関物件

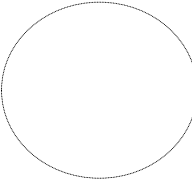
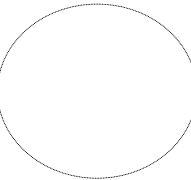
 (特定行政庁押印欄)		 (検査協議会押印欄)		「イ」又は「ロ」 建築基準法第7条の2第5項の規定により <h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">完了検査済</h1> 検査済証交付年月日 年 月 日 検査済証番号 第 号 この昇降機の第1回定期検査報告の指定月は 年 月です。 一般社団法人 千葉県昇降機等検査協議会 整理番号
確認年月日 令和 年 月 日 及び番号 第 号				
所有者又は 管理者				
設置場所		定期検査対象外物件の場合は この昇降機は定期検査報告不要です。		
対象建築物 名称				
種別・用途				
製造者(メーカー)名		第 号機		

* 建築基準法第7条の2第5項

第1項の規定による指定を受けた者は、同項の検査をした建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。この場合において、当該検査済証は、前項第5項の検査済証とみなす。

(9)-②

ニ. 設置届物件

 (特定行政庁押印欄)		 (検査協議会押印欄)		「イ」 建築基準法第12条第5項の規定により <h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">設置届済</h1> 届出年月日 年 月 日 及び番号 第 号 この昇降機は定期検査報告不要です。 一般社団法人 千葉県昇降機等検査協議会 整理番号
届出年月日 令和 年 月 日 及び番号 第 号				
所有者又は 管理者				
設置場所				
対象建築物 名称				
種別・用途				
製造者(メーカー)名		第 号機		

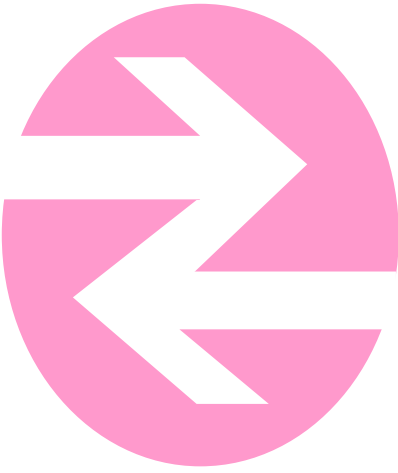
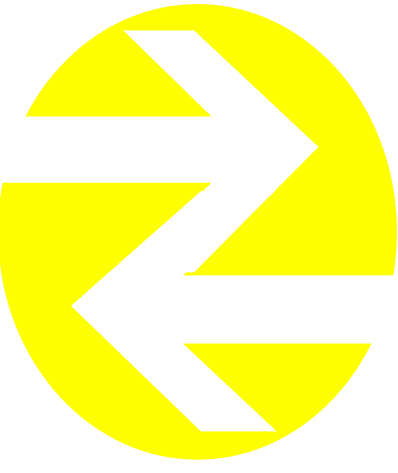
* 建築基準法第12条第5項

特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、次に掲げる者に対して、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途、建築材料若しくは建築設備その他の建築物の部分(以下「建築材料等」という。)の受取若しくは引渡しの状況、建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況又は建築物の敷地、構造若しくは建築設備に関する調査(以下「建築物に関する調査」という。)の状況に関する報告を求めることができる。

一 建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者又は建築物に関する調査をした者

二、三号 (省略)

(9)-③ 定期検査報告済証

		
<h2 style="margin: 0;">定期検査報告手続中</h2> <p style="margin: 0;">報告先 検査年月 令和 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">検査員 氏名 交付番号 第 号</p>	<h2 style="margin: 0;">定期検査報告済証</h2> <p style="margin: 0;">報告先 有効期限 令和 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">検査員 氏名 交付番号 第 号</p>	<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> <p style="margin: 0;">検査年月日 令和 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">設置場所</p>
<p style="margin: 0;">建物名称</p> <p style="margin: 0;">確認済証交付者</p> <p style="margin: 0;">検査済証交付者</p> <p style="margin: 0;">種別・用途</p> <p style="margin: 0;">整理番号</p> <p style="margin: 0;">保守会社整理NO.</p> <p style="margin: 0;">保守会社コード</p> <p style="margin: 0; font-size: small;">発行 一般社団法人 千葉県昇降機等検査協議会</p>		

* 建築基準法第12条第3項
 特定建築物等（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。）で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国等の建築物に設けるものを除く。）及び当該政令で定めるもの以外
 の特定建築物等で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物に設けるものを除く。）の所有者は、これらの特定建築物等につ
 いて、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受け
 ている者（次項及び第十二条の三第二項において「建築設備等検査員」という。）に検査（これらの特定建築物等についての損
 傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならぬ。

* 千葉県建築基準法施行細則第13条
 法第12条第3項の規定により指定する特定建築物等は、次の各号に掲げるものとする。
 一 小荷物専用昇降機（籠が住戸内のみを昇降するものを除き、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる
 室の床面よりも五十センチメートル以上高いものに限る。以下この条において同じ。）
 * 定期報告が義務付けられている昇降機のうち、一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸に設置されているエレベーター（ホームエレベ
 ーターはもちろん一般のエレベーターも含みます。）、エスカレーター、小荷物専用昇降機について、定期検査結果の報告を不要としています。